

令和 6 年度 【 島ヶ原会館 】 の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	島ヶ原会館
所在地	伊賀市島ヶ原4739番地
構成施設等	島ヶ原会館（本館）鉄筋コンクリート造2階建 1,230.10 m <sup>2</sup> 同上 階下物置 鉄筋コンクリート造平屋建 18.80 m <sup>2</sup> 同上 プロパン庫 コンクリートブロック造平屋建 9.00 m <sup>2</sup> 同上 駐車場（借地） 1,235.00 m <sup>2</sup>
開館日及び開館時間	休館日以外の平日及び土日祝日の利用申込がある日 午前9時から午後5時まで ただし、午後10時を限度として利用があるときはその時間
休館日	12月29日から翌年1月3日までの日 土日祝日のうち、利用申込のない日
施設所管課	島ヶ原支所

2 指定管理者等

団体名称	島ヶ原地域まちづくり協議会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 5年間
指定管理料	総額 25,050,000 円（令和6年度 5,010,000 円）

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能数(件)	貸出数(件)	稼働率(%)	利用者数(人)	備考
貸室	1,566	519	33.14	7,537	
計	1,566	519	33.14	7,537	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計(A)	減免額(B)	差引額(A-B)	うち、未収入額
全額免除	111,900	111,900	0	0
半額免除	177,400	86,450	90,950	0
免除なし	57,550	0	57,550	0
計	346,850	198,350	148,500	0

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引(A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計(A)	合計(B)	
5,010,000	148,500	594	5,159,094	5,223,016	△63,922

※自主事業に係る経費を除く。

#### 4 評価

##### (1) 【 島ヶ原会館 】 の設置目的、評価指標及び達成水準

###### ア 施設の設置目的

- ・市民の生活および文化の向上に資するための事業を行う。
- ・施設の貸出を行う。

###### イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
地区市民センター利用延べ利用人数	5,500 人	7,533 人
達成状況に対するコメント		

評価指標	達成水準	達成状況
年間施設使用料	85,000 円	148,500 円
達成状況に対するコメント		

評価指標	達成水準	達成状況
利用者アンケートの実施回数	2 回	毎月
達成状況に対するコメント 68 人の回答		

##### (2) 運営業務に関する市の履行確認及び評価

###### ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
管理責任者 1 人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態は島ヶ原会館の運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価 B 以外は必須）		

###### イ 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設の自主事業を計画し、実施すること。	○	B
事業実施にあたって、地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映すること。	○	
事業実施にあたって、各年齢層や世代間交流を考慮した対象者とすること。	○	
評価に対するコメント（評価 B 以外は必須）		

ウ ふれあいホール、会議室等の利用に供すること。

業務内容	履行確認	市評価
利用料金については、市長の承認を得て定めること。	○	B
施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、必要に応じて、利用料金の減免または徴収の猶予をすること。	○	
島ヶ原会館条例及び条例施行規則に基づき、適切に使用許可をすること。	○	
島ヶ原会館条例及び条例施行規則に基づき、必要に応じて使用を制限すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

エ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

オ その他

業務内容	履行確認	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

【履行確認】

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。